

第7回教育委員会定例会議事要録

◇ 詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成22年7月13日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	加藤 正克（委員長）、清田 明（委員長職務代理者）、 三神 和子、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、学校運営課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 報告事項 臨時職員の任免 2. 報告事項 臨時職員の任免 3. 報告事項 行政情報公開請求について 4. 報告事項 行政情報公開請求について 5. 報告事項 平成21年度「児童・生徒の学力向上を図るための 調査」（東京都）の結果について 6. 報告事項 夏季休業日中の生活指導について	

審議経過

委員長)

第7回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は三神委員と廣田委員にお願いいたします。

(1) 報告事項第1号 臨時職員の任免

＜教育総務課長 資料説明＞

委員長)

ご質問がありましたらお願いいたします

委員)

年齢が高い方が新任にいらっしゃいますが、体力的なことなどは大丈夫なのでしょうか。
教育総務課長)

この方は1ヶ月の非任用期間を経て再度雇用いたしました。勤務校も変わりません。前勤務校での勤務評価を受けて、今回配置ということになっています。年齢で判断することは難しいですが、勤務評定が一定の基準に達していれば、雇用を受け入れています。

委員)

定年はないのでしょうか。

教育総務課長)

非常勤職員につきましては、全庁的に65歳となっていますが、臨時職員につきましては特に年齢制限をしておりません。

委員)

年齢で区切っていないということは、体力も含めて、その方の仕事に対する取り組み、能力、人格等を含めて弾力的に判断されているのでしょうか。

教育総務課長)

その通りでございます。1ヶ月の非任用期間を置いて任用いたしました。子どもに対する情熱や健康状態を踏まえて採用を行っております。区議会においては、シルバー人材センターに対する仕事の発注が少なくなっているという厳しい指摘がございました。常に事務局としては体が元気で働く意欲があれば、積極的に採用することを意識しております。

委員)

健康で仕事に対する意欲があれば、年齢によって制限をするということはないということでしょうか。

教育総務課長)

1ヶ月の非任用期間を置くということで条件は厳しいですが、熱意のある方については、勤務に支障がなければ、採用を続けていく方針です。

委員)

高齢の方を採用する場合、他区の方ではなく豊島区内の方で、自宅から勤務地は近くにするなど考慮をしていただきたいと思います。

教育総務課長)

ご指摘のとおりだと思います。豊島区内で雇用を確保するということが、また、臨時職員は交通費込みで時給990円となっている事情もあります。学校開放については、地域コミュニティの形成という大きな目的もございますので、できるだけ地元の方に担っていただくことが本来のあるべき姿だと思います。

委員)

学校開放管理員の仕事内容ですが、走ったり、子どもがけがをしたら抱っこしたりすることがあると思います。高齢だと厳しい気もしますがいかがでしょうか。

教育総務課長)

緊急時の対応ということでマニュアルを作り、その通りに行動するよう指導しています。若い方と高齢の方を比較すると、行動面に関して違いが見られることは、ある程度は仕方のないことだと考えております。

教育長)

仕事の内容を考えると過重なものとは思えませんが、対外的に一定の規制をかけたり、注意をしたりすることが必要です。高齢者だということで、みなさんはそういうところを心配されているのだと思います。年齢制限をしないということであれば、採用の判断基準を明確にしていくべきだと思います。

委員)

学校開放管理員は比較的頻繁に変わられるようですが、その都度、子どもや保護者に知らせているのでしょうか。知らせているのであれば、どの程度まで知らせているのでしょうか。

教育総務課長)

学校開放管理員は臨時職員であり、1ヶ月の非任用期間を確保しなければいけないので、度々、教育委員会の議案として挙がる状況となっております。学校には校長あてに通知をし、それを受けて本人は勤務を始めるというのが現状です。

委員)

学校によっては、入学式の時に紹介して、顔見せをしているところもあります。これだけ頻繁に変わると、そうでないのに自分が学校開放管理員だと名乗る人も出てくるかもしれません。子どもたちは名札をつけていてもいなくても、あまり区別をすることは無いと思います。何か統一的なことを考えておいたほうが良いと思います。

教育総務課長)

配置先が決まって初めて学校に行くときや研修を行うときなどは、地域・学校連携系の職員と一緒に学校へ行き、案内をすると同時に勤務の内容を説明するなどの配慮を行っています。

委員)

そのとき、子どもたちは学校開放管理員を何と呼んでいるのでしょうか。それは学校に

まかせているのでしょうか。どの程度、学校組織の1人として、紹介しているのでしょうか。
教育総務課長)

学校開放管理員ということで、学校職員の1人として紹介しております。子どもたちが実際はどう呼んでいるか、詳しいことは分かりかねますが、名札はきちんとつけておりますので、学校開放管理員としてきちんと認識できるよう、呼称については今後検討をしていきたいと思えます。

委員)

朝礼で紹介する、インターネットで紹介するなどして、子どもたちも保護者も情報を得られるようにしていただきたいと思えます。長く勤められるわけではないので、その方が安心です。例えば名札を忘れてしまったとき、学校開放管理員と名乗れば、子どもたちは信じてしまうと思えます。

教育総務課長)

ご指摘の部分を踏まえまして、学校側に状況を聞き、確実に学校開放管理員として認識できるような体制を考えていきたいと思えます。

委員長)

年齢については、生活年齢と体力年齢は違うと思えます。ただ、無制限に採用していいわけではないと思うので、条件や用途はあってもいいと思えます。高齢の方が採用されているということは、応募者が少ないということでしょうか。

教育総務課長)

今回の学校開放管理員は代番としての採用ということで、誰かが休んだときなどはそこに勤務していただくものです。代番など常に募集を行っていますが、ご指摘のとおり、応募をしてくる方が少ないのが現状です。

教育長)

労働基準監督署からの指導により、1ヶ月の非任用期間を確保しなければいけないと思えますが、職員が度々変わることに付いて、労働基準監督署はどのように認識しているのでしょうか。職員が度々変わっているという情報は、労働基準監督署に伝わっているのでしょうか。規定通りに動いて、現場に問題が生じているようであれば、それは正当な情報として伝えていかなければいけないと思えます。

教育総務課長)

昨年度、労働基準監督署からの指摘を受けて、説明を十分にさせていただきました。非常勤・臨時職員の一方向的な意見だけではなく、区としてどういう体制でどういう対応をとっているかという説明をした結果、勧告書や指導をいただきました。これは労働基準法に沿った解釈ですので、さまざまに工夫しつつ、それらの指導等に応えていきたいと思えます。改善勧告に従って、具体的な対応を説明し、了解を得たところでございます。

教育長)

学校開放管理員を置くということは、子どもたちが安心して放課後遊べるようにするた

めであり、安心・安全の確保です。その学校開放管理員が次々と変わっていくことは、目的と結果が本末転倒していると思います。職員もやりにくい体制となり、学校もその被害を被ってしまいます。労働基準監督署にはそうした認識をきちんともってもらう必要があると思います。

教育総務部長)

学校開放事業は23区すべてが実施しているわけではありません。以前、学校警備という職がありまして、それを廃止するにあたり、受け皿となる事業ということで、学校開放管理員を新たに作ったという経緯があります。ですから、この事業につきましてはすべて区の一般財源であり、経費は1億円を超えています。従って、実施していない区についてはそれだけの経費を他に使えるということです。経費のほとんどが人件費であり、今後も続けていきたい事業ですが、財政状況によっては、廃止しなくてはいけない状況が生じる可能性も否定できません。事業として一般財源を新たに確保できる状況であれば、恒常的な職として、勤務条件の改善も可能だと思います。

この職に応募してくる方は、大体が60歳を過ぎていて、地域に貢献したい、自分の経験を子どもたちの見守活動に生かしていきたいと考えているかたなど、応募者の多くは定年後の第2の人生で、これまでの経験を生かしたいという方が多いです。年齢的にはどうしても高齢になりますが、事業としてはそういう方がふさわしいという面もあります。もう少し安定的な勤務体制をし、工夫ができないものかと検討をしているところです。労働基準監督署からは、現実的に法と照らして妥当かどうかの判断指導をいただいています。妥当でないところは改善をするべく、努力をしております。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(2) 報告事項第2号 臨時職員の任免

<学校運営課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員)

2学期以降はどのような配置になるのでしょうか。

学校運営課長)

各園から障害をもつ園児に応じて、臨時指導員の配置希望がございました。すでに2名の指導員が配置されておりますが、平成22年度の新入園児について若干不安があるということで、当初3ヶ月の期間だけもう1人増やすということにしました。夏休みに入るまで延長してほしいということで、今回案件に挙げさせていただきました。これは入園児の配慮ということですので、2学期以降は1クラス1名の臨時指導員の配置ということになります。

委員長)

入園児に対して3ヶ月だけ配慮をするということでしょうか。

学校運営課長)

通常はこのような配置はしておりませんが、今回は園長から特に不安があるということで、3ヶ月だけ許可をいたしました。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(3) 報告事項第3号 行政情報公開請求について

<学校運営課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

報告事項ということは、すでに通知をしたということでしょうか。

学校運営課長)

教育委員会を開く暇がなかったため、先に通知をさせていただきました。

委員)

通知をしたあと、何か反応はあったのでしょうか。

学校運営課長)

公開と決定した学校配当予算につきましては、平成20年度のものをご公開いたしましたが、平成19、18年度のものについても追加請求がありました。

委員長)

追加請求されたものについても、公開する予定でしょうか。

学校運営課長)

学校配当予算は公開と決定いたしましたので、追加請求があったものについても、保存期間である限り公開いたします。

委員)

申請者の請求目的は何でしょうか。

学校運営課長)

申請書には調査・研究と書いてありました。

委員)

申請者がその資料をどう使うかというところが、公開した側にとっては気になります。利用の仕方はこちらは分かりませんし、写しの交付ではなく、閲覧でもいいと思います。

学校運営課長)

写しの交付というのは、実際、情報公開コーナーに行って、コピー代を払い、資料を手にするということですので、資料をこちらが郵送するといったサービスではありません。

ですので、閲覧と同じような手間をかけることとなります。これはインターネットによる申請でしたが、請求者が区役所に足を運ぶことが原則となります。

委員長)

非公開と決定したものについての反応はなかったのでしょうか。

学校運営課長)

現在のところは特にございません。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第4号 行政情報公開請求について

<統括指導主事 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第5号 平成21年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都)の結果について

<統括指導主事 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

意識調査の設問はどなたが作るのでしょうか。例えば、自分は根気強いほうだと思うかという設問は、色々ある性格の中で、なぜこれが設問として選ばれたのでしょうか。

また、家の手伝いや地域の役に立つことをしているかという設問も、全く違うことなのに、なぜ並べ立てて設問となっているのでしょうか。

統括指導主事)

東京都で作成しておりますので、指導主事などが問題作成に係わっていると思います。これは学習に関する意識調査ということで、今回はお示しをしておりますが、この意識調査の数字と学力がどの程度相関しているかということは図りたいのだと思います。根気強さについては、粘り強く取り組むという意識が学習の成果を上げることにどの程度関連があるのか、地域の役に立ちたいという帰属意識や自尊感情などが学習状況とどれくらい関連性があるのかを調べたいのだと思います。おおむね、意識調査でプラス評価をしている子どもは学力も高いという結果が出ています。

委員)

何かをねらってこの意識調査がされているというのは分かるのですが、この設問の仕方だといつも同じ回答しか出てきません。もっと違う発想の質問がないのかと思います。質問について注文はつけられないのでしょうか。

統括指導主事)

こちらから注文をつけて、質問を変えるということは難しいと思います。

委員長)

こういう意見が出ているということだけでも伝えることはできないのでしょうか。

統括指導主事)

指導主事を対象に学力調査実施説明会が開催されますので、こうした意見を伝えていくことで改善が図られる可能性もあると思います。

教育長)

教育長会でも伝えていきたいと思います。設問の粘り強さというものは一概に言えません。例えば、あなたの好きな学習は何ですかという質問なら、繰り返す学習や調べる学習という答えになり、思考力や判断力とクロスしてきます。粘り強さにしても、好きなものについては粘り強く頑張れるが、嫌いなものについては頑張れないということは当たり前のことです。当たり前のことを引っ張り出しても意味がないので、学習指導法を改善していくために、普段興味がなくても興味もてるような工夫をすることによって、粘り強さをさらに生かして学習に活用することができれば意味あるものになります。こういうデータの活用のあり方については研究や工夫が必要なので、東京都教育委員会には現場からの発想として意見を言うべきだと思います。

委員)

朝食と成績というのは、今までも調査はいくつかありましたが、やはり相関関係はあるのでしょうか。

統括指導主事)

東京都の報告書を見ますと、関連があるとなっております。

委員)

朝食を必ず食べるという項目だけではなく、パンを食べるのかご飯を食べるのかという項目もあった方がいいと思います。ご飯は体温を上げて持続性がありますが、パンは一時的に体温は上がっても持続性がありません。日本のお米がどれほどいいものなのかということが改めて認識できると思います。さらに細かいところまで調べることができれば、より良い調査になると思います。

統括指導主事)

学校では食育ということで、家庭科や総合的な学習の時間において、朝食を食べるということは指導しており、栄養素を学ぶ中にご指摘いただいた部分は出てくると思います。こういったことにも生かしていきたいと思います。

委員)

朝食を食べない事情を調べて、食育において指導をしていかれた方がいいと思います。

統括指導主事)

朝食については子どもだけではなく、保護者にも伝えて、啓発していくことが必要だと

思います。指導には十分生かしていきたいと思います。

教育長)

こういった調査は東京都だけでなく、国や豊島区独自でおこなっている調査もあります。それぞれをクロスさせて、興味・関心をもたせて問題解決能力を育てるということは豊島区の課題です。本区の抱えている課題解決のためにこの調査をどのように活用していくのか、学校の授業改善プラン等にどう生かしていくのかということを追求して行ってほしいと思います。

食育については、栄養教諭と給食担当を対象に今年の2月に講演をいたしました。その中で出された話によると、学校によって食育計画、推進組織や研究計画の温度差があるように感じます。推進担当者は熱心に進めたいと思っているにもかかわらず、全校的にそういった意識が十分浸透していないようです。教育指導課としても校内体制をしっかりとすよう指導をして、朝食を食べない理由を把握し、それを改善できるように学校に課題提示をしていただきたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第6号 夏季休業日中の生活指導について

<統括指導主事 資料説明>

委員長)

ご質問などございましたらお願いいたします。

委員)

夏季休業中に補習計画のある学校はあるのでしょうか。

統括指導主事)

ほとんどの学校で夏休み中に補習を計画しています。例えば、午前中にプールを実施して、午後に補習をするといったケースもございます。

委員)

スクールサポーターとはどういうものなのでしょうか。

統括指導主事)

主に警察のOBの方であり、それぞれ学校を担当して、日常から学校に足を運んでいただきます。警察と学校のパイプ役です。学校も直接警察には相談しにくい部分について、スクールサポーターに相談をしています。

委員)

これはボランティアなのでしょうか。

統括指導主事)

職の1つとして位置づいております。非常勤職員です。

教育長)

スクールサポーターは導入されて5年くらい経ちます。これが導入され、学校は非常に助かっています。難しい案件の解決の促進に繋がり、学校と警察の連絡協議会においても報告がなされ、情報交換がされています。

夏休み中は子どもを家庭に帰すということで、学校としても心配や課題はあります。東京都教育委員会からこういった通知がきて、教育委員会で諮るまでにタイムラグがありますが、まずは案として教育委員会に提出をして、議論をし、付加されて学校に通知する形式が望ましいと思います。今回は仕方ないですが、できるだけ事前の提案をお願いいたします。

委員長)

報告事項という、すでに通知をしたということですので、教育委員会の意見が反映されません。次回からは案として教育委員会に提出していただくよう、お願いします。

委員長)

それではこの件はよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) その他

①平成22年第2回豊島区議会定例会一般質問要旨

(午後3時40分 閉会)